

平成29年度 第2次専門展示会出展助成金 【公募要領】

○公募期間

平成29年11月7日（火）～平成29年11月30日（木）

○応募書類受付締切

平成29年11月30日（木）17:00必着

○審査会

平成29年12月初旬の開催を予定

○問合せ・応募書類提出先

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号

公益財団法人鳥取県産業振興機構

企業支援部 販路開拓グループ 担当：高島・言水

電話：0857-52-6703 ファクシミリ：0857-52-6673

※この公募要領、応募書類様式等は、当財団ホームページ (<http://www.toriton.or.jp/>) からダウンロードできます。

平成29年11月

公益財団法人鳥取県産業振興機構

目次

1. 専門展示会出展助成金の目的	1
2. 助成対象者	1
3. 助成対象展示会等の内容	1
4. 助成対象経費	2
5. 応募資格・要件	3
6. 助成の制限	3
7. 募集期間	3
8. 応募方法	4
9. 採択方法	5
10. 申請から助成金交付までのスケジュール	6
11. 助成事業者の義務	7

平成29年度第2次「専門展示会出展助成金」(以下、「本助成金」という。)について公募を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき応募されるようご案内いたします。

記

1. 専門展示会出展助成金の目的

県内事業者が、新規取引先発掘、新製品のPR又は新規分野への進出のため、県外で開催される展示会等に出席することで、県内事業者の販売力及び競争力を向上させ、鳥取県の産業振興を図ることを目的としています。

2. 助成対象者

本助成金に応募できる方は、県内に事業所、又は工場を有しており、機械金属、電機電子、建築資材、医療、福祉、環境、IT、ソフト等の分野に関連するものづくり系の事業者とします。

3. 助成対象展示会等の内容

(1)助成対象展示会等

鳥取県外かつ日本国内で開催される全国的な規模の展示会等のうち、機械金属、電機電子、建築資材、医療、福祉、環境、IT、ソフト等の分野とする。

※規模については、原則として出展社が100社以上、来場者が10,000人以上見込まれるものとし、出展効果等を勘案して判断します。これより規模の小さい展示会につきましては別途ご相談ください。

※環境分野のうち、リサイクルにかかわる分野の展示会等については、別途ご相談ください。

※食品及び伝統産業にかかわる展示会は対象外とします。

(2)助成率・助成限度額・対象期間

助成率	助成限度額	対象期間
助成対象経費の1/2以内	50万円	原則、平成29年12月25日から平成30年3月31日までに開催されるもの。

なお、対象経費は上記対象期間中に開催される展示会に係る経費のうち、平成30年3月15日までに支払いが完了し、証憑書類が提出できるものに限ります。

※この助成金を利用できる回数は、原則として同一年度につき1回までとします。

(3) 他の補助金等との関係

同一展示会等で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、本事業に応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類にその旨を記載してください。

チラシ等配布物や販促物に別の補助金の交付を受けている場合、本助成金の対象経費とは重ならないため、本助成金の申請をすることができます。

4. 助成対象経費

事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行ってください。助成対象経費は本事業の対象経費として明確に区分できるのもので、かつ証憑書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 助成対象経費

助成対象となる経費は、展示会等への出展に必要な費用のうち、出展小間料、小間装飾費、旅費となります。具体的には、以下のとおりです。全ての経費について、交付決定日以降に発生する経費を対象とします。

ア 出展小間料

	内容
対象経費	展示会等に出展するために必要な出展小間料
留意事項	出展小間料についても、交付決定日以降に支払いが行われたものが対象となります。

イ 小間装飾費

	内容
対象経費	小間の装飾費、レンタル・リース代（出展期間中に会場で使用する机・イス等）、ポスター・パネル等の製作費（チラシ等配布物や販促物は除く）、会場での光熱費等
留意事項	外注する場合、原則鳥取県内の事業者を利用すること。ただし、展示会付属のレンタル装飾を利用する場合やその他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

ウ 旅費

	内容
対象経費	展示会等に参加する際にかかる交通費及び宿泊費の実費（1事業者あたり2人分まで）
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・鉄道賃のグリーン料金（A寝台もこれに準ずる。）及び航空賃等のビジネスクラス料金等、普通席相当の料金以外のもは認められない。・鉄道賃にあたっては、原則、会社所在地最寄駅から、会場最寄りの特急列車（新幹線含む）停車駅までの運賃の領収書を添付すること。・航空賃にあたっては、原則、事前購入割引等の割引制度を適用して購入することとし、領収書及び搭乗券半券を添付すること。・交通費は会場までの1往復のみ対象とし、宿泊先と会場との往復交通費については対象としない。・会社から最寄の駅・空港まで、及び会場最寄の特急到着駅・空港から会場までの交通費については、機構の規定に準じて支払うものとする。・宿泊費の助成限度額は1泊あたり5,000円以内とし、領収書を添付すること。・日当は対象経費と認めない。

※平成30年3月31日までに開催される展示会のうち、同年3月15日までに支払いが完了し証憑書類が提出できるものに限る。

(2) 注意事項

- ①助成対象経費は、交付決定日以降に発注し、支払われるものに限られます。交付決定前に支出済みの経費は対象となりません。
- ②助成対象経費のうち、小間料と装飾費は銀行振込によって行われるものに限りです。また、支払いをする際に、対象経費以外の経費と同一支払いはしないで下さい。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるように整理してください。
- ③すべての経費について、**税抜**にて申請してください。
- ④実績報告後の検査の際に、対象経費の明細と支払いに関する見積書・納品書・請求書及び支払いの事実を証する金融機関の振込金受領書等を確認します。これらの書類が提出されない場合は、対象経費とすることはできません。
- ⑤助成対象経費の支払は、原則、精算払とします。概算払は行いませんのでご注意ください。
- ⑥交付する助成金の額は、助成金交付決定通知書（様式6）もしくは変更決定通知書（様式8）により提示された額を超えないものとします。
- ⑦本助成金の経理について、その収支の事実を明確にした証憑書類を整理し交付年度終了後5年間保存してください。

5. 応募資格・要件

(1) 県補助金を活用した事業であることから応募事業の実施主体のうち、次の要件を満たすものとする。

- ① 宗教活動や政治活動を目的にしていない者。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。

(2) 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 本要領に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合。
- ④ 同一展示会等に対して、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金の交付を受けているもしくは受ける予定がある場合。

6. 助成の制限

一事業者あたりへの同一年度内の助成は原則として1回までとします。

7. 募集期間

平成29年11月7日（火）から11月30日（木）まで

8. 応募方法

次の提出必要書類を、公益財団法人鳥取県産業振興機構まで郵送又はご持参ください。

〔提出書類〕

- ① 助成金申請書（様式1）
- ② 専門展示会出展助成金事業計画書（様式2）
- ③ 出展企業補足資料（様式3）
- ④ 助成対象経費見積書（様式4）
- ⑤ 会社概要がわかる書類（企業案内パンフレット等）
- ⑥ 出展製品の内容がわかる書類（出展製品パンフレット等）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）
- ⑧ 出展を予定する展示会の概要がわかる書類（開催概要等）

【留意事項】

※提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

9. 採択方法

(1) 審査の手順

①申請書の提出

応募書類受付締切期日までに助成金交付申請書を公益財団法人鳥取県産業振興機構に提出して下さい。

②審査（書類審査）

提出いただいた書類を基に、財団内で審査を行います。審査委員が審査基準に基づき審査を行います。

(3) 審査基準

応募資格を満たしている提案について、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

①適合性

当該展示会への出展が、自社の事業内容、出展商品と比較し妥当性があり、相当の出展効果が見込まれるか。

②商品力

出展商品は技術的な特徴を有し、十分な集客の見込めるものであるか。

③営業体制

出展前のPRや出展後のフォローなど、営業体制が十分に整備されているかどうか。

(4) 採択

採択については、予算の範囲内とします。

(5) 審査結果

審査の結果については、書面にて通知いたします。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

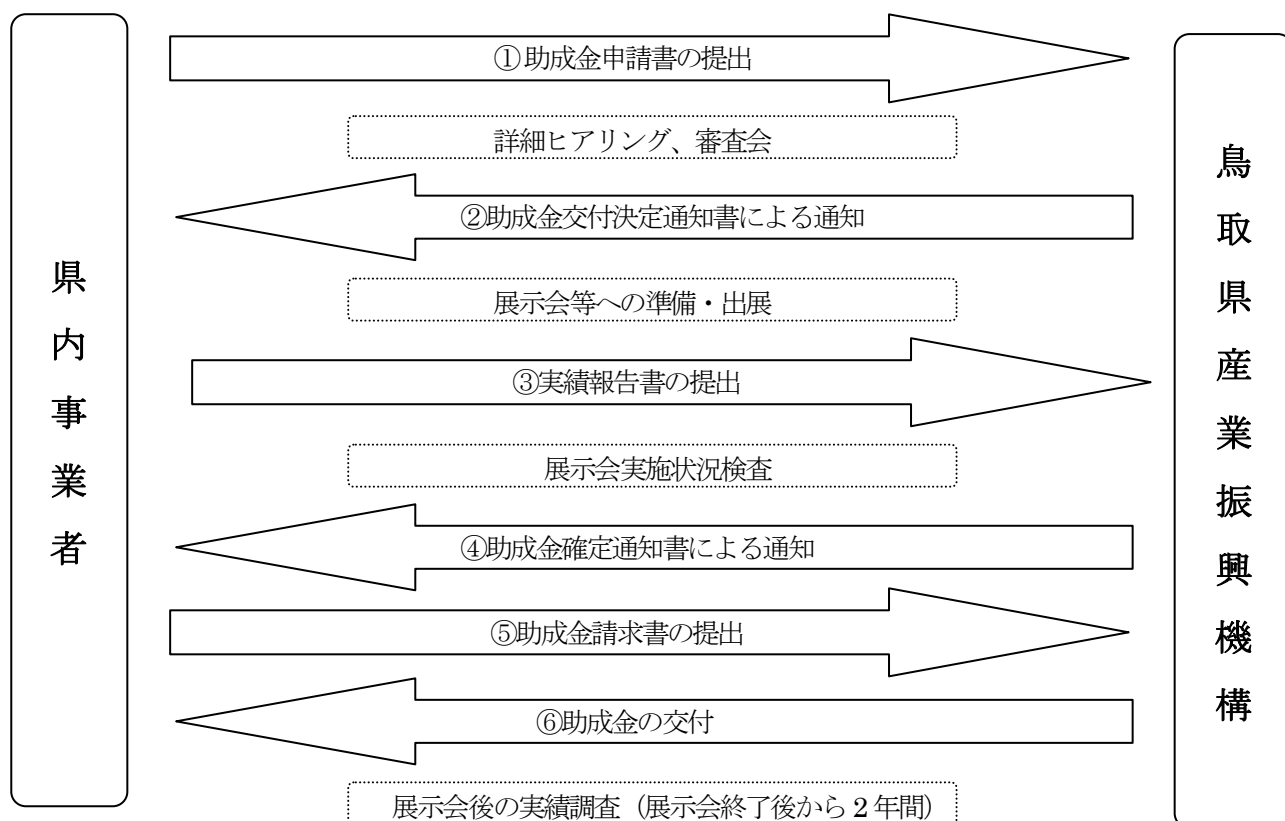
(6) 公表

採択された事業者については、事業主体名、出展展示会名、出展製品について、公表させていただきます。

10. 申請から助成金交付までのスケジュール

項目	実施者	時期	内容
申請書の提出	申請者	平成29年11月7日 ～平成29年11月30日	必要に応じてヒアリングを行います。
審査会	機構	平成29年12月上旬	財団内で提出書類による審査を実施後、採択の可否を通知します。
交付決定の通知	機構	平成29年12月下旬	採択された企業に交付決定通知書を送付します。
展示会出展	申請者	対象期間中	
実績報告書の提出	申請者	出展後30日以内	出展状況が分かる写真等を用意してください。
確定通知書の交付	機構	報告書受領後	実績報告書を基に確定検査を行い、助成金額を確定します。
請求書の提出	申請者	確定通知書受領後	確定通知書を基に請求書をご提出ください。
助成金の交付	機構	請求書受領後	

※展示会終了後、半年後、1年後、1年半後、2年後の計5回出展成果を確認するための実績調査を行いますので、ご協力をお願いします。



1 1. 助成事業者の義務

(1) 助成金の支払条件

- ①助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合は、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。
- ②助成事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をする場合は、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。
- ③助成事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに届け出、その承認を受ける必要があります。
- ④助成金の交付額は決定通知書に提示された金額の範囲内となります。決定通知受領後、必要経費に変更（増加）があった場合、展示会出展以前に「助成事業変更申請書（様式第7号）」を提出し、変更の承認を受ける必要があります。

(2) 助成事業の実績報告

助成事業が完了したときは、**事業完了後 30 日以内**に助成事業の成果を記載した実績報告書に証拠書類を添えて報告しなければなりません。

(3) 立入検査等

助成事業の適正を期すために必要があるときは、事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは、関係者に質問することがあります。

(4) 助成金の経理

助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

(5) 助成金交付後の返還義務

次の場合は、助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- 偽り又は不正の手段により、助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- 助成金を対象経費外に使用したとき。

【本件に関するお問合せ先】

〒689-1112

鳥取市若葉台南7丁目5番1号

公益財団法人鳥取県産業振興機構 企業支援部

販路開拓グループ 高島・言水

電話：0857-52-6703 ファクシミリ：0857-52-6673

E-mail：thanro@toriton.or.jp